

番 号	令6・11号	受理月日	令和6年10月30日	付託月日	令和6年11月28日
件 名	地方自治法改正鑑み「名誉職」「たらい回し」「監査業務の素人」との批判もある議会選出監査委員の廃止に向けた条例改正の自主的議論を議会で開始することを求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p>地方自治体の予算執行や財務状況をチェックする監査委員のうち、議会選出委員（非常勤）の廃止が可能になりました。地方自治法改正に伴う監査制度の充実強化に向け、「議会は議会としての監視機能がある」といった声も踏まえて見直されたものです。既に廃止した自治体もあります。議会の監査委員枠は「名誉職」「たらい回し」との批判もあり、専門家は見直し議論を呼び掛けています。</p> <p>監査委員の定数（常勤の代表監査委員を含む）は都道府県と政令市が原則4人、その他の区市町村が2人。法改正以前は、最低1人を議員から選ぶと定めていました。改正後は自治体が条例で議員枠をなくすことができ、国は施行に向け、改正内容を自治体と議会に伝えていました。</p> <p>マスコミの調査によれば、議員以外の監査委員は公認会計士や弁護士などの専門家が多数、代表監査委員は自治体職員OBや弁護士でした。これは世田谷区の現状と符合するものと考えます。</p> <p>議会選出委員の任期は法律上は「議員の任期による」だが、世田谷区は2年交代が慣例になっています。監査業務に素人の議員による監査は「執行部寄りになりがちだ」といわれます。</p> <p>法改正を機に、議会が自ら見直しに乗り出し、既に廃止したのは大阪府議会。議員提案で条例案を可決しました。同様に廃止を決めた天津市議会の議会局は「政務活動費など議会も監査対象で、監査の独立性が保たれないと判断した」と説明しています。</p> <p>一方、令和5年度世田谷区の監査業務は年間41日で、世田谷議会選出委員の月額報酬は167000円でした。自治体によっては日当も支給しているところもありますが、世田谷区は報酬に加え費用弁償の支給があります。ある自治体は議員の政務活動費に</p>					

関する住民監査請求で、議会選出委員2人を一時的に除籍して監査したことがあり、監査業務と議員職務の整合制を欠くこともあることから見直しを進めるとしています。

元福岡県監査委員の伊藤龍峰西南学院大教授（会計監査論）の話では、監査委員は首長からの独立性や専門性が求められる。しかし、議会選出の監査委員は所属する会派の影響を受けかねず、独立性に疑問が生じる懸念がある。専門性も問題視されている。地方自治法改正の趣旨に鑑みれば、減らすことを検討すべきではないか。との見解を示しています。

監査業務のスペシャリストは公認会計士です。公認会計士は、企業や学校法人、公益法人などの財務書類を監査し、その内容が正しいかどうかを独立した立場で証明する業務を行います。

税理士は、法定監査（会社法や金融商品取引法に基づく監査）を行うことはできませんが、税理士も任意監査や内部監査のような形で監査業務に関与することができます。例えば、税理士はクライアントの会計処理が適正に行われているかを確認するための巡回監査（月次監査）を行うことがありますし、また、企業内で監査役として内部監査を行うこともあります。

そこで議会選出監査委員を廃止し、公認会計士や税理士、弁護士等の士業を任ずべきと考えます。地方自治法の改正の法の趣旨を具現化するため、速やかに条例を改正し適材適所の監査業務の遂行により、区民への説明責任と区民福祉の向上に向け、議会選出監査委員を廃止する議会制度改革を自主的に推進することを求め廃止に向けた自主的議論を開始することを求めるものです。